

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇訓 令 県の執務時間に関する規程等の一部を改正する訓令
- ◇告 示 都市計画の決定に係る案の縦覧
- ◇教委訓令 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程等の一部を改正する訓令

## 訓 令

### 鳥取県訓令第二号

県の執務時間に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

県の執務時間に関する規程等の一部を改正する訓令

(県の執務時間に関する規程の一部改正)

第一条 県の執務時間に関する規程(昭和四十四年二月鳥取県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

期 間	執 務 時 間
月曜日から金曜日まで	八時三十分から十七時十五分まで
土曜日	八時三十分から十二時三十分まで

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第二条 職員の勤務時間に関する規程(昭和四十四年二月鳥取県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

期 間	勤 務 時 間	休 憩 時 間	休 息 時 間
月曜日から 金曜日まで	八時三十分から十 七時十五分まで	十二時十五分 から十三時まで	十二時から十二時十五 分まで及び十七時 から十七時十五分まで
土曜日	八時三十分から十 二時三十分まで		十二時十五分 から十二時三十分まで

### 附 則

この訓令は、昭和四十九年二月十日から施行する。

## 告 示

鳥取県告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画土地区画整理事業を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画を定める土地の区域  
千代水土地区画整理事業

鳥取市湖山字高隈、字中道、字土器免、字大伏、字大石橋、及び字三島田、賀露字東横江、字西横江、字東野菜、字中野菜、字西野菜、字摩尼田、字川住、字殿免、字美濃隈、字七隈田、字溝狭、字白々田、字西六通、字中六通、字東六通、字西下河原及び字東下河原、岩吉字北本田、字西金田、及び字東金田、南隈字狐隈ノ一、字狐隈ノ二、字板立、字摺鉢、字寺田、字秋里田及び字念佛免、安長字念佛免、字小橋、字西魚尾、字東魚尾、字秋里田及び字八本松並びに秋里字上沓町ケ坪、字下沓町ケ坪、字中刺、字下大石橋、字上大石橋、字板建、字東大石橋及び字大縄

二 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六番地

鳥取市役所

三 縦覧期間

昭和四十九年二月九日から昭和四十九年二月二十二日まで

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十九年二月八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程等の一部を改正する訓令

（教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程の一部改正）

第一条 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程（昭和四十四年二月鳥取県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

期 間	執 務 時 間
月曜日から金曜日まで	八時三十分から十七時十五分まで
土曜日	八時三十分から十二時三十分まで

（教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部改正）

第二条 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十四年二月鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
 第二条の表を次のように改める。

期 間	勤 務 時 間	休 憩 時 間	休 息 時 間
月曜日から 金曜日まで	八時三十分から十 七時十五分まで	十二時十五分 から十三時まで	十二時から十二時十五 分まで及び十七時 から十七時十五分まで
土曜日	八時三十分から十 二時三十分まで		十二時十五分 から十二時三十分 まで

附 則

この訓令は、昭和四十九年二月十日から施行する。